

第370次結社の自由委員会報告書（抄）  
（第2304号案件）

（厚生労働省国際課仮訳）

【委員会からの指摘部分のみ抜粋（イントロダクション部分）】

パラグラフ61.

委員会は、政府及び申立人から提供された情報を十分に留意する。JR浦和電車区事件に関して、委員会は、2012年2月10日<sup>(※)</sup>に、最高裁判所が下級審の判断を支持し、被告人7名の上告を棄却したこと及びこれが確定したことに留意する。加えて、会社によって解雇された組合員6人の地位確認のための民事訴訟事案に関し、委員会は、6人中2人について、労働者としての地位確認を認め、他組合員4人の請求を棄却したという2012年10月17日に東京地方裁判所（Tokyo High District Court）が下した決定に留意する。委員会は、JR Uが組合員4人の事案について東京高等裁判所（Tokyo High District Court）へ控訴することとしたことに留意する。政府は、当該事案が係争中であることを確認した。よって、委員会は、政府に対し、本事案に関する東京高等裁判所の決定に関する情報を引き続き提供するよう要請する。また、政府に対し、2012年10月17日の東京地方裁判所（Tokyo High District Court）の決定以降、会社が賃金未払いに対する支払いとともに組合員2人（Tomio Yatsuda and Kakunori Oguro）を職場へ復帰させたかを示すよう要請する。委員会は、蒲郡駅事件におけるJR Uの組合員に関する訴訟について、被告人が会社の機密文書を複写したという窃盗事件と位置付けた政府の意見に留意する。委員会は、かかる政府の判断が最高裁判所によって支持されたことに留意する。

---

(※) 結社の自由委員会報告書では、上告棄却決定日について、2012年2月10日と記載されているが、正しくは2012年2月6日である。